

平成26年3月14日

平成25年度定期監査の結果について

串本町監査委員 佐藤 優
串本町監査委員 鈴木 幸夫

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成25年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成25年度定期監査結果報告書

1 監査の実施年月日および監査対象

平成26年2月18日	税務課、福祉課、住民課、企画課、串本消防署 大島消防分団、須江消防分団、檜野消防分団、大島小学校
平成26年2月19日	建設課、水道課、教育課、議会事務局 給食センター、サンナンタンランド、くしもと町立病院
平成26年2月20日	総務課、町有財産（山林・土地） 共同作業所（旧リュウケミカル）、産業課

2 監査した事項、監査の方法

上記各施設・部署において、予算の執行や備品管理・財産管理などが適切に行われているか、また経営に関する事務が適切に執行されているか、下記証憑書類をもとに監査を行った。

各部署の長から説明を受け書類の確認を行ったほか、各施設を抽出により訪問、備品の管理状況の確認を行った。

小中学校	予算執行状況表、予算差引簿、備品台帳、切手受払簿、就学援助費支給状況
病院	予算執行状況、資産台帳、切手受払簿、未収金収納状況
消防署・消防団	予算執行状況、備品台帳、器具の手入れ状況
役場各課等	予算執行状況、税・使用料の収納状況、貸付金の償還状況、備品台帳、切手受払簿

3 監査の結果

(1) 総評

帳簿・書類の照合、検査を行ったところ、概ね良好な予算執行及び事務処理が行われていると認められた。

指摘事項については下記のとおりであるが、事務処理上の軽易な事項についてはその都度口頭で指導し、改善を要請した。なお、軽易な事項以外に特に指摘が無かった部署については、本報告書への掲載を省略した。

(2) 指摘事項

(ア) 財産の管理について

これまでの定期監査では各部署や施設の備品管理について多く指摘を行ってきたところであるが、本年度は各部署の財産管理に着目した監査を行った。

町の財産は串本町財務規則に基づき、総務課で作成する公有財産台帳によって管理されているが、総務課以外の部署ではこのことが認識されておらず、財産の増減の報告が正確に行われていない事例も見受けられた。総務課と各部署の連携を密にし、適切な財産管理に努められたい。

(イ) 財産台帳の整備について

公有財産台帳は旧串本町と旧古座町で様式が異なり、現在も統一がされていない。また現行の様式では、所在地・建築（取得）年月日・取得価格・財産の増減などが記載されているものの、修繕記録などが管理されていないため、正確な資産価値を判断するための資料としては不十分である。施設の修繕の際には、その日付や内容、費用などを財産台帳に記録し、修繕で投入した金額を資産価値に反映させるような管理をされたい。併せて、財産取得時の財源内訳や起債の償還表などの情報も財産台帳に記録し、一元的に管理していくことが望ましい。

現在、地方公共団体の会計に企業会計手法を導入する新公会計制度改革の取組みが全国的に進められており、当町においても近い将来、貸借対照表における有形固定資産の形上にあたり、保有財産の時価に基づく再評価の実施が必要になると考えられる。減価償却や再評価などの資産価値の変動を適正に反映させた新公会計制度に対応可能な財産台帳を整備し、財産管理の正確性の向上に努められたい。